

別表2

利用調整(選考)基準表

		入 所 要 件	基準点数		
基 本 点	1	居宅外労働及び 自営業	月140時間以上労働	100	
			月120時間以上140時間未満労働	90	
			月100時間以上120時間未満労働	80	
			月80時間以上100時間未満労働	70	
			月64時間以上80時間未満労働	60	
	2	妊娠中であるか又は、出産後間がない		100	
	3	保護者の疾病、障がい	入院	100	
			常時病臥	100	
		通院・療養	通院加療(養育困難、要安静) 通院加療(月64時間以上、一般療養)	100 50	
	障がい	身体(1・2級)、聴覚(6級以上)、音声言語(4級以上)、精神(1・2級)知的(A)障害者 上記以外の障害	100 80		
4	親族の介護・看護	病院付添い	従事する時間を基に居宅外労働及び自営業(生計中心者)の細目を準用		
		自宅介護(重度心身障害等による要介護)	100	要介護4・5	
		自宅介護(中度心身障害等による要介護)	80	要介護2・3	
5	災害復旧	自宅介護(一般介護)	30	要介護1、要支援1・2	
加 算 点	6	就労内定		50	
		起業準備		50	
		求職中		30	
		7	就職・就労のための技能習得・就学	従事する時間を基に居宅外労働及び自営業の細目を準用	
8	児童虐待やDVのおそれがあること	前各号に類する状態で、保育を必要とする程度が著しく高いと認められる場合	100		
		前各号に類する状態で、保育を必要とする程度が相当程度高いと認められる場合	50		
		両親が欠けている世帯	40		
加 算 点	ひとり親家庭(父・母いずれか単独と児童による世帯構成) 子どもが障がいを有する場合 産前産後休業・育児休業明けによる復職の場合 兄弟姉妹が同一の保育所等の利用を希望する場合 小規模保育事業などの卒園児童 保護者が小樽市内の保育所等(認可保育所、認定こども園及び小規模保育事業所)に勤務する保育士又は保育教諭の場合(月120時間以上) 保護者が小樽市内の保育所等(認可保育所、認定こども園及び小規模保育事業所)に勤務する保育士又は保育教諭の場合(月120時間未満) 同居の親族その他の者が保育することができる場合 その他(特に市長が必要と認めた場合)		30		
			10		
			10		
			10		
			10		
			40		
			20		
			-10		
			適宜加算		

※挙証書類が必要となる場合があります。

別表3

調整項目

調整順	調整内容
1	市内の認可保育所、認定こども園(保育部分)に在籍していない
2	多子世帯
3	所得割額が低い世帯
4	均等割額が低い世帯
5	保護者が放課後児童クラブの支援員等

- ①別表2における総合点数(基本点+加算点)が同点かつ、希望保育所等の希望順位が同じである場合に調整を行う。
- ②調整順の調整内容ごとに比較し、対象者に該当調整内容の有無で差がついた時点で該当者を利用決定する。
- ③調整項目で決定しない場合は世帯の状況から総合的に判断する。

<採点方法>

- ①利用調整基準表の対象は保護者(父母がいない場合は父母以外の保護者)保護者1人ずつに別表2の基本点1~8に基づき点数をつける。
- ②基本点は1項目のみ選択し、点数の低い方の保護者を基本点として採用する。
(例:父 居宅外労働月140時間以上=100点 母 求職活動(求職中)=30点 の場合、基本点は30点(母の点数))
- ③ ②に追加できる加算点がある場合は、該当するすべての項目について加点する。(加算後は「総合点数」という)
- ④総合点数が同点で、さらに調整が必要な場合は、入所希望順位で比較(第1希望>第2希望 など)する。
- ⑤ ④において、希望順位が同じ場合は別表3の調整項目によって決定する。